第十三章　ビジネス環境の整備

第百九十五条　基本原則

一方の締約国は、自国の法令に従い、自国において事業活動を遂行する他方の締約国の者のためのビジネス環境を一層整備するために適切な措置をとる。

第百九十六条　ビジネス環境の整備に関する小委員会

1　この章の規定を効果的に実施し、及び運用するため、両締約国は、ここにビジネス環境の整備に関する小委員会（以下この章において「小委員会」という。）を設置する。

2　小委員会は、次のことを任務とする。

(a)　次条の規定に従って各締約国により指定されるビジネス環境の整備に関する連絡事務所（以下この章において「連絡事務所」という。）が報告する所見を検討すること。

(b)　自己の発意により、又は連絡事務所が報告する所見に基づき、ビジネス環境に関連する問題に取り組み、及び速やかに当該問題を解決するための方法を追求すること。

(c)　両締約国に対し、小委員会の所見及び決定（両締約国がとるべき措置に関するものを含む。）を報告すること。

(d)　適当な場合には、(c)に規定する決定に関し両締約国がとった措置について検討すること。

(e)　(c)に規定する決定及び(d)に規定する検討の結果を適当な方法で公に利用可能なものとすること。

(f)　委員会に対し(c)に規定する所見及び決定を速やかに報告すること。

(g)　作業の不必要な重複を避けるため、この協定に基づいて設置する他の小委員会と適当な方法で協力すること。その協力の形態には、次のことを含めることができる。

(i)　検討の結果を当該他の小委員会に報告すること。

(ii)　当該他の小委員会から意見を求めること。

(iii)　当該他の小委員会の構成員を小委員会に招請すること。

(iv)　適当な場合には、当該他の小委員会に対し関連する問題を送付すること。

3　小委員会は、両締約国政府の職員から成る。小委員会は、両締約国政府以外の関係団体の代表者であって、取り組まれる問題に関連する必要な専門知識を有するものを招請することができる。

4　小委員会は、両締約国が合意する時期及び場所において又は手段によって会合を開催する。

第百九十七条　連絡事務所

1　各締約国は、自国における連絡事務所を指定し、及び維持する。

2　一方の締約国における連絡事務所は、次のことを任務とする。

(a)　一方の締約国の法令その他の措置であって、他方の締約国の者の事業活動に悪影響を及ぼすおそれがあるものに関する当該者からの苦情、照会又は協議の要請を受領すること。

(b)　一方の締約国の関係当局に対し、(a)に規定する苦情、照会又は協議の要請を送付すること。

(c)　苦情を提出し、照会を行い、又は協議の要請を行った者に対し、一方の締約国の関係当局からの回答を送付すること。

(d)　苦情を提出し、照会を行い、又は協議の要請を行った者に対し、一方の締約国の関係当局と協力して、必要な情報及び助言を提供すること。

(e)　必要な場合には、他方の締約国の法令その他の措置であって、一方の締約国の者の事業活動に悪影響を及ぼすおそれがあるものに関する当該者からの苦情、照会又は協議の要請に関連する情報を小委員会に提出すること。

(f)　(a)から(e)までに規定する任務の遂行について、関連する小委員会又は次条に規定する協議の場に対して所見を報告すること。

3　各締約国における連絡事務所は、苦情を提出し、照会を行い、又は協議の要請を行った者に対し、合理的な期間内に回答するよう努める。

4　一方の締約国における連絡事務所と他方の締約国の者との間の通信であって、2に規定するものについては、他方の締約国政府が連絡窓口として指定する当局又は団体を通じて行うことができる。

5　各締約国の連絡窓口は、2(e)の規定の目的のため、自国の連絡事務所に対しても、関連する情報を提供することができる。

6　2から5までの規定は、一方の締約国の者が他方の締約国の関係当局又は一方の締約国の連絡事務所と直接接触することを妨げ、又は制限するものと解してはならない。

7　連絡事務所は、次のものとする。

(a)　日本国については、外務省又はその後継機関

(b)　ペルーについては、通商観光省又はその後継機関

第百九十八条　協議の場

この章のいかなる規定も、両締約国におけるビジネス環境の整備のために両締約国間の協議の場を利用することを妨げるものと解してはならない。

第百九十九条　小委員会の決定の実施

1　第百九十五条の規定を実施するに当たり、第百九十六条に規定する小委員会の決定は、尊重されなければならない。

2　両締約国は、小委員会の決定の実施を容易にするために協力することができる。

第十四章　協力

第二百条　基本原則

両締約国は、両締約国の法令に従い、両締約国間の貿易及び投資を自由化し、及び円滑化し、並びに両締約国の国民の福祉を増進することを目的として、この協定に基づく協力であって相互の利益に資するものを促進する。このため、両締約国は、次の分野において、両締約国政府間で協力し、並びに必要かつ適当な場合には、当事者であってその一方又は双方が両締約国政府以外の団体であるものの間での協力を奨励し、及び円滑にする。

(a)　貿易及び投資の促進

(b)　製造業

(c)　漁業

(d)　科学技術及び環境

(e)　情報通信技術

(f)　観光

(g)　農業

(h)　運輸

(i)　両締約国が相互に合意するその他の分野

第二百一条　協力の範囲及び形態

この章の規定に基づく協力の範囲及び形態については、実施取極で定める。

第二百二条　実施

この章の規定に基づく協力の実施は、協力に係る費用の負担に関する両締約国の相互の合意並びに各締約国の予算上の資金の利用可能性及び関係法令に従うことを条件とする。

第二百三条　協力に関する小委員会

1　この章の規定を効果的に実施し、及び運用するため、両締約国は、ここに協力に関する小委員会（以下この条において「小委員会」という。）を設置する。

2　小委員会は、次のことを任務とする。

(a)　協力に関する情報を交換すること。

(b)　この章の規定の実施及び運用について検討及び監視を行うこと。

(c)　この章の規定に関連する問題について討議すること。